

令和3年度神戸市一般廃棄物処理実施計画

1 基本的事項

(1) 計画区域 神戸市全域

(2) 計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 一般廃棄物処理基本計画に定める指標の見込み

		平成25年度 (基準年度)	令和3年度 (見込み)	令和7年度 (目標年度)	
目標指標	ごみ排出量	家庭系： 1人1日あたり (資源物除く)	500g/人・日	504g/人・日	450g/人・日
		事業系： 総量	195,400t	178,800t	175,400t
参考指標	発生量		642,800t	595,300t	582,300t
	資源化率		24%	23%	27%
	焼却量		462,200t	440,900t	422,700t
	最終処分量		86,900t	72,400t	68,400t
	温室効果ガス排出量		229,800t-CO2	163,900t-CO2	157,600t-CO2

2 ごみ処理実施計画

神戸市一般廃棄物処理基本計画に基づいて、循環型都市“こうべ”の実現に向け、3つの方針（①むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立[2R（リデュース・リユース）の推進]、②効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルール徹底、③若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開）を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、人口減少・超高齢社会等の社会情勢に対応していきながらさまざまな施策を展開していく。

施策の展開にあたっては、可能な限り、ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・市の三者が「ごみの減量・資源化」を推進する。

(1) ごみの減量・資源化施策

ア むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立（2Rの推進）

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の知識、取り組みの実践方法、効果など2Rに関する情報などをできるだけわかりやすく示し、市民・事業者に対し啓発するとともに市民・事業者の意見やアイデアを取り入れながら、デザインの工夫により日々の具体的な行動に結びつく取り組みを進めていく。

また、経済的誘導策などにより減量・資源化が進む仕組みづくりを行っていく。

	施策	取り組み項目	主な取り組み
施策 1	リデュース(発生抑制) の推進	ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物の店頭回収の利用啓発及び実施店舗の広報</li> <li>・出前トーク，地域説明会の実施</li> </ul>
		生ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「K O B E ストッ プ t h e 食品ロス」運動の推進（廃棄の多い世帯への啓発，小売店におけるフードドライブ等を活用した啓発キャンペーン，食品ロス削減協力店制度等）</li> <li>・台所ごみの水切り徹底</li> <li>・段ボールコンポストの利用推進</li> </ul>
		容器包装の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・NPO・事業者の連携による簡易包装の推進</li> <li>・マイバッグ，マイボトル等の利用推進</li> </ul>
施策 2	リユース（再使用）の 推進	古着・古布の再使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古着・古布リユースの啓発</li> <li>・リサイクル工房での拠点回収</li> <li>・資源集団回収助成制度の実施</li> </ul>
		びんの再使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リターナブルびんの周知</li> </ul>
		リユース情報の提供， 普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル工房の運営</li> </ul>
施策 3	減量・資源化が進む仕 組みづくり	経済的誘導策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源集団回収活動の充実</li> <li>・家庭系ごみ有料化の導入の継続的検討</li> <li>・事業系ごみの処理料金のあり方の総合的検討</li> <li>・家庭系の単純指定袋制度・ごみ処理状況やコスト等の情報提供</li> <li>・大型ごみ処理手数料（一部品目）の改定</li> </ul>

#### イ 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルール of 徹底

これまで実施してきた排出・分別ルール啓発を地域と連携して継続的に取り組むとともに、持ち去り行為の禁止について周知の徹底を図る。

また、資源集団回収活動への助成などを通じて地域コミュニティの醸成を図る。

さらに、デザインの工夫によりわかりやすく周知・啓発することで、市民・事業者の理解度、遵守度を高めていく。

一方、地域住民だけでは難しい高齢者等のごみ出しの支援やクリーンステーション管理の負担軽減に向けた排出指導を地域福祉とも連携しながら取り組んでいく。

これらの取り組みにより紙や容器包装プラスチックなどのリサイクルを促進する。

環境負荷やコストをできるだけ減らすためにクリーンセンター及び中継施設を効率的に使用した処理を行っていく。

	施策	取り組み項目	主な取り組み
施策 1	分別・リサイクルの 推進	排出・分別ルール of 徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑がみ分別の推進</li> <li>・容器包装プラスチックのルール徹底</li> <li>・剪定枝，紙，食品などの民間リサイクルの推進</li> <li>・ガラスびんの資源化向上</li> <li>・事業者への適正排出の指導・啓発</li> <li>・一般廃棄物処理業者の指導・育成</li> </ul>
		排出・分別の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化対策（ひまわり収集）</li> <li>・市民サービスの充実（小型収集車の活用による狹隘道路対策の推進・大型ごみ持ち出し支援のモデル実施，夜勤のため時間どおりにごみ出しができない人を対象とした排出拠点の設置）</li> <li>・古紙回収ルートや古紙回収方法の情報提供の充実</li> <li>・資源集団回収活動助成</li> <li>・店頭回収や公共施設での拠点回収の拡充と情報提供</li> <li>・家電及びパソコンリサイクル</li> </ul>
		小型家電リサイクル制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置箇所の見直し</li> </ul>
		市の率先垂範	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎でのKEMS（神戸環境マネジメントシステム）の取り組み継続</li> <li>・グリーン購入の推進</li> <li>・リサイクル工房でのリユースの取り組みによる市民への意識啓発</li> </ul>
		プラスチックの循環型リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックの品目別回収に向けた調査及びモデル実施</li> </ul>
施策 2	適正な収集・運搬及 び中間処理の推進	施設の適正な運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設の適正な管理・運営</li> <li>・環境保全対策の確実・継続的な実施</li> <li>・ごみ発電等熱エネルギーの回収推進</li> </ul>
		処理体制の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3CC体制での安定処理と災害対策</li> <li>・収集作業の円滑化，効率化の推進</li> </ul>
		新たな法令等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光管（水銀含有）の拠点回収</li> <li>・カセットボンベ・スプレー缶の排出ルールの徹底（穴あけ不要）</li> </ul>
		指導啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンステーションでの直接啓発等による計画的・重点的排出指導</li> <li>・優良クリーンステーション顕彰制度の実施</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・開封調査，個別指導による指導・啓発</li> <li>・民間事業者の資源化・処理施設の適正な運営の指導</li> </ul>
		拡大生産者責任の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大生産者責任に関する国等への要望</li> <li>・適正処理困難物や各種リサイクル関連法への適切な対応</li> <li>・携帯電話など，事業者の自主的な資源化ルートの啓発</li> </ul>
		環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>排出の低減と収集体制の効率化</li> <li>・バイオマスプラスチックを使ったごみ袋（クリーン作戦用）の導入</li> </ul>
施策3	適正な最終処分の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の適正な管理・運営</li> <li>・中間処理施設の適正な管理・運営</li> <li>・大阪湾フェニックス事業への参画</li> <li>・焼却灰の有効利用（セメント原料化）</li> </ul>
施策4	災害廃棄物への対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時の災害廃棄物処理に関する他自治体との連携・協力</li> <li>・災害時トイレの整備</li> </ul>

(ア) 排出（収集）前資源化施策

主 な 施 策	見込み量	備考
指定袋制度	107,000 t	
資源集団回収活動の支援		市による支援
店頭回収の促進		
事業所における資源化の促進（紙ごみ，生ごみ等）		大規模事業用建築物制度に基づく指導等
小型家電リサイクル回収事業の実施（家庭系）		ボックス回収（市内各所） イベント回収
蛍光管（水銀含有）の拠点回収の実施（家庭系）		拠点回収（市内各所）

(イ) 排出（収集）後資源化施策

主 な 施 策	見込み量	備考
缶・びん・ペットボトル分別収集（家庭系）	28,370 t	
容器包装プラスチック分別収集（家庭系）		
ステーション古紙回収事業（家庭系）		
資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）分別収集（事業系）		
破碎選別施設での金属回収		
焼却灰リサイクル事業	430 t	
焼却施設での発電	210 百万 kWh	余剰電力は売却

ウ 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

ごみや資源に関する情報を今後も継続的に発信していくとともに、子どもやその保護者を対象とするなど市民に対し環境教育を行い、次の世代に向けた環境にやさしい社会づくりを行っていく。特に課題となっている、ごみに対して関心が低い若い世代や分別の対応が難しい高齢者でもわかりやすい排出・分別ルールの周知に努めていく。さらに、高齢者等に対しては、地域福祉とも連携しながら情報共有を行っていく。

また、ルール徹底が難しい外国人、店舗付き住宅居住者、ワンルームマンション居住者、若年単身者等に対しても、学校や共同住宅管理者等を通じて啓発や指導を積極的に行っていく。

さらに、事業者に対しては、大規模事業所への指導だけでなく、中小規模事業所、テナントビル入居者、ごみの排出を直接行う従業員などこれまで情報が届きにくかった人たちに対しても減量や資源化の促進につながる情報を発信していくとともに、コーディネーターとしての役割を果たしていく。

	施策	取り組み項目	主な取り組み
施策 1	市民に向けた情報 発信の展開	多様な媒体を活用した情報 発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した情報発信の展開</li> <li>・大学や地域イベントと連携するなどコミュニティを介した情報発信の展開</li> <li>・広報紙、情報誌、ミニコミ誌等あらゆる広報媒体の活用</li> <li>・クリーンステーション看板を活用した情報提供</li> <li>・ごみ減量等呼びかけるポスターの公共施設への掲出</li> </ul>
		対象を絞った情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者、高齢者、外国人、転入者への情報発信(大学や日本語学校との連携による情報発信、共同住宅(マンション)管理者との連携、国際まち美化事業の実施 等)</li> </ul>
		行動をレベルアップできる 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の取り組み成果が実感できる最新の情報提供</li> <li>・ごみと資源に関する年次レポートの作成と公表</li> <li>・温室効果ガス排出量やごみ処理コストなどの情報提供</li> <li>・フリーマーケット・資源集団回収・店頭回収など、リユース・リサイクルの情報提供</li> </ul>
		情報の共有化が深まる情報 交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみと資源」に関する情報発信・相談窓口の充実</li> <li>・地域別意見交換会の開催</li> <li>・出前トーク、地域説明会の実施</li> </ul>

施策2	事業者に向けた情報発信の展開	意識の向上に向けた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KEMS等の環境マネジメントシステムの普及促進</li> <li>・グリーンカンパニーネットワークや商工会議所等市内各種団体との連携による情報提供の充実</li> <li>・環境保全協定に基づく環境保全計画書・報告書制度の運用</li> </ul>
		中小規模事業者への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールブック配布先の拡大</li> <li>・業種別の情報発信</li> <li>・テナントビル所有者との連携</li> <li>・大規模事業用建築物以外の排出事業者の実態調査を含めた減量・資源化手法の検討</li> </ul>
		大規模事業者への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業用建築物制度に基づく指導・啓発の強化</li> </ul>
施策3	環境教育・学習の充実	幅広い年齢層に対応した環境教育・学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年代に向けた環境学習の機会の提供</li> <li>・市民・事業者等と連携した環境学習プログラムの提供</li> <li>・こうべ環境未来館，リサイクル工房，環境関連施設での学習プログラムの充実</li> </ul>
		学校等と連携した子どもたちへの環境教育の推進及び人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいごみスクール，ワケトンサポーター，リサイクル体験学習等の充実</li> <li>・社会科副読本「くらしとごみ」，環境学習用教材「くらしのエコチェック」による学校・家庭等と連携した環境教育の推進</li> <li>・環境学習講座を通じた人材育成の推進</li> </ul>
施策4	美しいまちづくりの推進	美しいまち「こうべ」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区による一斉クリーン作戦の支援</li> <li>・路上喫煙・ぽい捨て防止啓発の充実</li> <li>・美緑花重点スポット美化活動の充実</li> </ul>
		クリーンステーション等の美化・不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーン110番，不法投棄防止協働サテライト，重点パトロール等による不法投棄対策の推進</li> <li>・民間不法投棄監視員や不法投棄通報協力団体など，市民・事業者との連携による不法投棄の監視強化</li> <li>・カラスによるごみの散乱防止の支援（カラス対策ネット，対策ガイドの配布）</li> <li>・収集時間帯のお知らせ，収集職員による簡易清掃及びネットの簡易な片づけ</li> </ul>

施策 5	市のコーディネーター機能の発揮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境局事業所を中心とした，地域における ごみ減量・資源化の取り組みの推進</li> <li>・「ごみと資源」に関する情報発信・相談窓口の充実</li> <li>・区役所と連携した情報発信</li> </ul>
---------	-----------------	--	--

エ 啓発施設（中間処理施設を除く）

施設名	所在地	事業主体	機能
リサイクル工房あづま	中央区吾妻通 4 丁目 1 番 6 号	神戸市	育児・子供用品，古本の受入れ・提供，環境情報の展示
リサイクル工房ほくしん	北区藤原台北町 1 丁目 23 番		育児・子供用品，古本の受入れ・提供，環境情報の展示
こうべ環境未来館	西区見津が丘 1 丁目 9		環境学習講座の開催，環境情報の展示，資源リサイクルセンターの見学案内
エコエコひろば	長田区二葉町 7 丁目 1 番 18 号		環境情報の展示，環境学習講座の開催



(2) 収集・運搬計画（収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分）

ア 家庭系一般廃棄物（家庭生活に伴って排出される一般廃棄物）

(ア) 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
缶・びん・ペットボトル	神戸市全域	市 (直営)	週1回	市が収集しているごみ集積場（以下「クリーンステーション」という。）を活用した定点方式	市の選別等施設又は、市の中継施設	18,600 t
容器包装プラスチック					市の中継施設	10,100 t
燃えるごみ		市 (直営 又は 委託)	週2回		市の焼却施設又は、市の中継施設	256,400 t
燃えないごみ		市 (直営)	月2回		市の破砕施設又は、市の中継施設	17,300 t
カセットボンベ・スプレー缶					民間の破砕施設	300 t
大型ごみ		市 (委託)	神戸市大型ごみ受付センター（以下「受付センター」という。）が指定した日		受付センターへの事前申し込みにより受付センターが指定した方法	市の破砕施設又は、市の中継施設



(イ) 排出場所（神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月31日条例第57号。以下「条例」という。）第10条の2第2項の指定する場所）

- a 缶・びん・ペットボトル，容器包装プラスチック，燃えるごみ，燃えないごみ，カセットボンベ・スプレー缶については，クリーンステーションとする。なお，カセットボンベ・スプレー缶については，回収拠点でも排出することができる。
- b 大型ごみについては，受付センターへの事前申し込みにより，受付センターと確認した場所とする。
- c 2(2)キに規定する時間どおりに出せない方へのごみ出し支援については，同号に定める排出拠点のうち，市が承認した場所とする。

(ウ) 排出方法等

- a 家庭系一般廃棄物をクリーンステーションに出すときは，次によること。



- (a) 市の定める収集日・分別区分・排出方法等に基づき、地域の利用者で決めたクリーンステーション（大型ごみについては、申し込み時に受付センターが指定した日に、受付センターと確認した場所に出すこと。なお、排出場所については、排出する大型ごみの重量及び体積その他の事項を勘案して受付センターで確認するものとする。ただし、大型ごみを確認した場所まで排出することが困難な者で、神戸市手数料条例別表第1備考に基づく特別収集を希望する者が、市が大型ごみの収集を委託する事業者に引き渡す場合、この限りでない。）に排出すること。なお、それまでは家庭内で保管すること。
- (b) 定められた収集日の午前5時から午前8時の間に出すこと。なお、カセットボンベ・スプレー缶を回収拠点に排出する場合は、回収拠点ごとの開設時間内に出すこと。
- (c) 市の指定する区分（大型ごみを除く）ごとに、市長が指定する袋に入れて出すこと。市長が指定する袋とは、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック、燃えるごみ、燃えないごみは、指定袋（後掲別紙1）、カセットボンベ・スプレー缶は中身の見える袋（容量150まで）とする。ただし、事前に環境局事業所と調整を行った場合にはこの限りでない。なお、大型ごみは指定袋に入れずにそのまま出すこと。
- (d) 指定袋は、片手で持てる程度の重さ（5kg以下）にして、口をしっかりとくくること。
- (e) 2(2)キに規定する時間どおりに出せない方へのごみ出し支援の承認を受けた者は、排出拠点の排出時間内に持ち込むこと。
- (f) クリーンステーションは、利用する市民が共同で管理し、清掃する等清潔に保つこと。また、クリーンステーションを移設・廃止しようとするときは、クリーンステーションを利用する市民が相互の話し合い等により決め、環境局事業所と協議すること。
- b 缶・びん・ペットボトルをクリーンステーションに出すときは、次によること。
- 〔缶・びん・ペットボトル例〕
- ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
  - ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
  - ・飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち、 がついたもの
- 〔出すときの注意〕
- (a) 必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いするとともに、キャップを取りはずすこと。
- (b) ペットボトルはキャップ、ラベルとも取り外したうえ、つぶして出すこと。
- (c) 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて出すこと。
- c 容器包装プラスチックをクリーンステーションに出すときは、次によること。
- ・「容器包装プラスチック」とは、商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物でその商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの（ がついたもの）。
- 〔容器包装プラスチック例〕
- ・カップ・パック類、トレイ類、袋・ラップ類、ボトル類、チューブ類などのプラスチック製容器や包装
- 〔出すときの注意〕
- (a) 必ず中身を使い切り、汚れの付いたものは軽くふき取るか水洗いすること。
- (b) 中身や汚れが簡単に取れない場合は「燃えるごみ」に出すこと。

- (c) 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて出すこと。
- (d) 重ねたり、はさみで切るなど、できるだけかさを減らすこと。
- d 燃えるごみをクリーンステーションに出すときは、次によること。
- ・「燃えるごみ」とは、45ℓの指定袋に入って口を結ぶことができる大きさと、単品で5 kg以下の重さの燃えるもの。
- [燃えるごみ例]
- ・調理くず、食べ残し、茶殻、果物の皮、油類（サラダ油、食用油）などの台所（生）ごみ
  - ・紙くず、紙コップなどの資源化に適さない紙類
  - ・靴、かばん、まくら、座布団などの皮革・繊維類
  - ・カセットテープ、ビデオテープ、バケツ、洗面器、歯ブラシ、レジャーシート、スポンジ、ビニール製品、ゴム製品、使い捨てライターなどのプラスチック類
  - ・小さな木製品、板、棒、草・花、落ち葉、木の枝などの木質ごみ
  - ・紙おむつ、ペットのトイレ専用砂（紙製等）など
- [出すときの注意]
- (a) 台所ごみは、十分に水切りをすること。
  - (b) 食用油等の液状の物は、紙又は布類に染み込ませるか、固めて、小さなポリ袋に入れてから指定袋に入れて出すこと。
  - (c) 竹串など先のとがったものは、二つに折り、紙に包んでから指定袋に入れること。
  - (d) 新聞、雑がみ、段ボール、古着、古布は資源集団回収活動を活用すること。
  - (e) プラスチック製の使い捨てライターは、必ず中身を完全に使い切って、水に浸し、着火しないようにして出すこと。また、一度に大量に出さないこと（1～2本まで）。
  - (f) インクカートリッジはできる限り販売店等へ持ち込むこと。
  - (g) 木の枝など、長いものは50 cm以下に切ってから指定袋に入れること（ただし、太い枝・幹は「大型ごみ」へ）。
  - (h) 紙おむつは、汚物を除去して小さなポリ袋に入れてから指定袋に入れて出すこと。
- e 燃えないごみをクリーンステーションに出すときは、次によること。
- ・「燃えないごみ」とは、45ℓの指定袋に入って口を結ぶことができる大きさと、単品で5 kg以下の重さの燃えないもの。
- [燃えないごみ例]
- ・コップ、灰皿、ガラス、化粧品のびん、割れたびん、LED製品、白熱電球、鏡、茶碗、植木鉢、皿などのガラス・陶器類
  - ・ラジカセ、アイロン、ポット、トースター、電話機などの小型の家電製品
  - ・鍋、やかん、包丁、乾電池、スプーン、フライパン、傘、金属製おもちゃ、ペンキの缶、一斗缶などの小型の金属類
- [出すときの注意]
- (a) ガラス、陶器類、包丁、ナイフ、フォークなどは紙に包み、不要紙等に「キケン」と記載したものを指定袋に貼付して出すこと。

- (b) 灰は、水を染み込ませ、飛散しないように紙に包み、小さなポリ袋に入れてから、指定袋に入れること。
- (c) 傘や直管型のLED製品は、45ℓの指定袋に斜めに差し込むなど、できる限り奥まで入れて、袋の口をしっかりと結んで出すこと（多少先が袋から出ても構わない）。
- (d) 使用済み小型家電は、回収事業に協力し、市内各所のリサイクルボックスに出すか、回収を実施している販売店等への持ち込み等をできる限り行うこと。
- (e) 蛍光管は、できる限り拠点回収を実施している回収協力店に出すこと。

f カセットボンベ・スプレー缶をクリーンステーションに出すときは、次によること。

[カセットボンベ・スプレー缶例]

- ・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール缶

[出すときの注意]

- (a) 中身を完全に使い切ったうえで、付属するキャップ等を取り外すこと。
- (b) 穴をあけずにカセットボンベ・スプレー缶だけを中身の見える袋（容量 15ℓまで）に入れて出すこと。
- (c) クリーンステーションに排出するときは、「燃えないごみ」とは分けてクリーンステーションの端に出すこと。

g 大型ごみを出すときは、次によること。

- ・「大型ごみ」とは、45ℓの指定袋に入れて口をしっかりと結ぶことができない大きさのもの、または、45ℓの指定袋に入っても単品で5kgを超える重さのもの。

[大型ごみ例]

- ・食器洗い乾燥機、こたつ、電子レンジ、ガスコンロ、石油ストーブなどの電気・ガス・石油器具類
- ・いす、カーペット、食器棚、たんす、机、布団、ベッドなどの家具・寝具類
- ・オルガン、ゴルフクラブ、自転車、ベビーカー、物干し竿などの趣味・スポーツ用品、その他の生活用品

[出すときの注意]

- (a) あらかじめ、受付センターに申込み、大型ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。なお、神戸市手数料条例別表第1備考に基づく一般収集にかかる大型ごみの申込みは1回につき5点まで、特別収集にかかる申込みは1回につき3点までとする。
- (b) 受付センターで確認した手数料を大型ごみ処理手数料納付券（後掲別紙2、以下「シール券」という。）の取扱店で納付、またはインターネット申込の際にキャッシュレス決済を選択し、キャッシュレス決済で納付すること。なお、シール券の取扱店で納付した場合は、シール券の交付を受けること。
- (c) シール券に受付番号（キャッシュレス決済で納付した場合は、任意の紙に受付番号等）を記入し、大型ごみの見やすいところに貼付すること。
- (d) 一般収集にかかる大型ごみについては、受付センターが指定した日の午前5時から午

前8時の間に、排出する大型ごみの重量及び体積その他の事項を勘案して品目ごとに排出者と受付センターが確認した場所に出すこと。この際、大型ごみの転倒を防止するなど、周囲の安全上支障がないように配慮して出すこと。

- (e) 特別収集にかかる大型ごみについては、市が収集を委託する事業者に引き渡す場合に、大型ごみが容易に持ち出せるよう必要な取外しや解体その他特別な作業は事前に行っておくとともに、玄関までの動線を確保しておくこと。また、作業時の注意事項について確認すること。
  - (f) 自動着火式器具類は、必ず乾電池をはずすこと。
  - (g) 石油ストーブは、必ず灯油を抜き取ること。
  - (h) ふとん・カーペット・じゅうたんは丸めるなどし、ひも等でしばって出すこと。
  - (i) 電動アシスト自転車・電動車いすはバッテリーを取りはずすこと。
- h プラスチック・布・革・木等と、金属との複合物をクリーンステーションに出すときは、次によること。なお、45ℓの指定袋に入れて口をしっかりと結ぶことができない大きさのもの、または、45ℓの指定袋に入っても単品で5kgを超える重さのものは「大型ごみ」として出すこと。
- (a) 金属部分が簡単に取り外せるものは、金属部分を取り外して、金属部分は「燃えないごみ」へ、可燃部分（プラスチック・布・革・木）は「燃えるごみ」として出すこと。
  - (b) 金属部分が簡単に取り外せないもののうち、
    - ・家電製品は「燃えないごみ」として出すこと。
    - ・プラスチックと金属の複合物は、原則として「燃えないごみ」として出すこと。なお、ビデオテープ、カセットテープ、ボールペン（金属製以外）、シャープペンシル等、金属の回収・資源化に不向きなものに限り「燃えるごみ」として出すこと。
    - ・布・革・木と金属の複合物は、金属部分が多いものは「燃えないごみ」として出すこと。布・革・木の部分が多いものは「燃えるごみ」として出すこと。
- (エ) アスベスト含有家庭用品の処理に関する事項
- a 排出時における留意事項
    - (a) 廃棄する家庭用品にアスベストが含まれているかどうかは、メーカーや経済産業省及び厚生労働省のホームページのリスト等で確認すること。リスト等により、メーカー及び販売店等による回収が行われていると判明した製品については、当該製品のメーカー及び販売店等の指示に従うこと。
    - (b) リストのうち、珪藻土製品について、メーカー及び販売店等による回収が行われている製品の可能性があるが、判断できないものについては、そのままの状態、二重に梱包し、必ず居住区の環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。
    - (c) リストのうち、床材、システムバス、キッチン、トイレ等の建材については、交換の際にアスベスト飛散の恐れがあるため、リフォームなどで交換を予定している場合には、廃棄も含めて施工業者に相談すること。なお、施工業者等に依頼せず個人でリフォームを行うなどにより建材を廃棄する場合には、飛散しないように梱包又はシートで覆うなどしたうえで、必ず居住区の環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。

(d) リストのうち、飛散性のアスベストが使用された製品（石綿灰）については、飛散の恐れがあるため、水などで湿らせて飛散しないようにしたうえで、二重に梱包し、必ず居住区の環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。

(e) リストのうち、上記（a）～（d）のいずれにも該当しない製品については、分解せず、そのままの状態、「燃えないごみ」又は「大型ごみ」として出すこと。

b 処分時における留意事項

アスベスト含有家庭用品廃棄物のうち、前記 a（b），（c）及び（d）については、一定の場所において分散することがないように埋立てを行う。

(オ) ひまわり収集に関する事項

地域や身近な人、親族等によるごみ出しの協力や介護保険サービス等によるごみ出しの支援を補完するものとして、クリーンステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対して玄関先でのごみ収集を行う。また、大型ごみについては、事業所と協議のうえ、排出場所等を決定する。

(カ) ひまわり 110 番に関する事項

市民のくらしの安全・安心を守るため、環境局職員が乗車する緑の車両に「ひまわり 110 番」のステッカーを掲示し、業務中に市民から緊急の助けを求められたり、急病、けが人を発見した場合に緊急対応を行う。

(キ) 時間どおりに出せない方へのごみ出し支援に関する事項

夜勤のため、決められた曜日・時間にクリーンステーションにごみ出しできない方を対象に、環境局事業所及びクリーンセンターにおいてごみの排出拠点を設置する。

排出拠点	所在地	対象となる一般廃棄物の種類	排出時間
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号	「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「カセットボンベ・スプレー缶」、「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」	月曜日～金曜日の 午前9時から 午後4時まで
灘事業所	灘区琵琶町2丁目1番2号		
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号		
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号		
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1		
長田事業所	長田区真野町9番24号		
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号		
垂水事業所	垂水区本多町7丁目1番1号		
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地		
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	「燃えるごみ」	月曜日～金曜日（祝日を除く）の
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1		
荻藻島クリーンセンター	長田区荻藻島町3丁目12番28号		

落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号	午前12時まで, 午後1時から 午後3時
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番罫74番地の1	

イ 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）



(ア) 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
可燃ごみ (可燃物で一辺がおおむね50cm以下のものをいう。以下同じ。)	神戸市全域	後掲別紙4の一般廃棄物収集運搬許可業者(以下「許可業者」という。)又は自己搬入	許可業者との契約による	許可業者との契約による	市の焼却施設若しくは、市の中継施設又は、2(3)エ(イ)の資源化施設	161,800 t
粗大(不燃)ごみ(可燃物のうち一辺がおおむね50cmを超えるもの、不燃物又は不燃物及び可燃物からできているものをいう。以下同じ。)					市の破碎施設又は、2(3)エ(イ)の資源化施設	13,100 t
資源ごみ(缶、びん、ペットボトルをいう。以下同じ。)					市の選別等施設	3,800 t
カセットボンベ・スプレー缶					許可業者	民間の破碎施設

(イ) 排出方法等


- a 事業系一般廃棄物は、市の指定する区分ごとの指定袋(後掲別紙3)で排出すること。  
なお、平成24年度までに販売済みの不燃ごみ及び粗大ごみの指定袋は粗大(不燃)ごみの指定袋として使用できることとする。
- b 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則第3条の2の規定により、指定袋以外の方法で事業系一般廃棄物を排出するときは、あらかじめ本市の指示を受け処理すること。
- c 大量又は継続的に発生する廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずは産業廃棄物として処理すること。また、少量であっても水銀使用製品(蛍光管等)については、産業廃棄物として処理すること。
- d 木くずや食品残渣などリサイクル可能なものは、2(3)エ(イ)に掲げる資源化施設等を利用してリサイクルを図ること。
- e 魚類に係る固形状不要物については、後掲別紙9の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託し、再資源化施設で再生を図ること。
- f 事業系一般廃棄物は、クリーンステーションに出さないこと。
- g 家の改築等、事業者の請負に伴って生じたもの及び商品等の下取り等により回収したものは、一般家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物(一般廃棄物又は産業廃棄物)として適正に処理すること。
- h 不要になった輸入青果物等の難燃性の可燃ごみを一時に多量(1回の排出量が概ね500kg以上)に排出するときは、あらかじめ本市の指示を受け処理すること。(東・港島クリーンセンターにおいて日量9t、西クリーンセンターにおいては日量6t(土・日・祝日・年



末年始は除く)を目途に受け入れ。)

- i 事業用の建築物の所有者は、条例第 28 条第 1 項の規定に従い、廃棄物その他再利用の対象となる物を保管する場所又は施設（以下、「保管場所等」という。）を当該建築物又は敷地内に設置するよう努め、当該建築物の占有者は当該建築物から生じる事業系一般廃棄物を保管場所等を集めること。なお、事業用の建築物を建設しようとする者は条例第 28 条第 2 項の規定により、当該建築物又は敷地内に保管場所等を設置すること。
- j 保管場所等は、清掃する等清潔に保つこと。
- k 市の廃棄物処理施設に搬入しようとする事業系一般廃棄物については、条例第 21 条第 2 項に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。
- l 搬入車両及び運搬容器は、事業系一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- m 市が市の廃棄物処理施設内で行う事業系一般廃棄物の抜取り検査に協力すること。
- n 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、本市の指示に従うこと。
- o 資源ごみを排出するときは、次によること。

[資源ごみの例]

- ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
- ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
- ・飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち  がついたもの

[出すときの注意]

- (a) 必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いするとともに、キャップを取りはずすこと。
- (b) ペットボトルはキャップ、ラベルとも取り外したうえ、つぶして出すこと。

- p アスベスト含有家庭用品は、分解せず、そのままの状態、通常の区分により排出すること。
- q カセットボンベ・スプレー缶を排出するときは、次によること。

[カセットボンベ・スプレー缶例]

- ・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール缶

[出すときの注意]

- (a) 中身を完全に使い切ったうえで、付属するキャップ等を取り外すこと。
- (b) 穴をあけずにカセットボンベ・スプレー缶だけをカセットボンベ・スプレー缶専用の指定袋に入れて排出すること。

- r a から q までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法のうち事業系一般廃棄物の排出方法等に適合する事項については、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準ずること。

ウ 自己搬入する場合

自らごみを搬入する場合は、次表の「一般廃棄物の種類」ごとに分別した上で、「搬入できるごみ」の種類に適合した施設に搬入すること。

一般廃棄物の種類	搬入できるごみ	搬入施設	受付時間
可燃ごみ (燃えるごみ)	・燃えるものでかさの小さいもの（一辺が 50cm 以下で太さが 5 cm 以下のもの）	・東クリーンセンター ・港島クリーンセンター ・荻藻島クリーンセンター ・落合クリーンセンター ・西クリーンセンター	10:00～12:00 13:00～15:00 平日（土・日・祝日・ 年末年始は除く）
粗大（不燃） ごみ (大型ごみ, 燃えないごみ)	・大型の家庭用品, 小型の家電製品, 小型の金属類, ガラス・陶器等（土砂・ガレキ「燃えるごみ」「木質系の粗大（不燃）ごみ」「缶・びん・ペットボトル」「市では収集しないもの（*）」は不可。）	・布施畑環境センター	8:30～12:00 13:00～16:00 平日（土・日・年末 年始は除く）, 8:30～15:00 祝日（土・日・年末 年始は除く）
木質系の粗大 (不燃) ごみ, (大型ごみ)	・庭木, 街路樹などの剪定枝, 幹 ・畳・襖・障子, 家具類（釘類を除く金具及び鏡等のガラス類は取りはずすこと。）	・港島クリーンセンター	9:00～12:00 13:00～15:00 平日（土・日・祝日・ 年末年始は除く）
資源ごみ (缶・びん・ ペットボト ル)	・飲料又は食品の入っていたもの（中身を使い切って, キャップをはずし, 中を水洗いする。ペットボトルはラベルもはずしてつぶすこと。）	・資源リサイクルセンター	8:30～12:00 13:00～16:00 平日（土・日・祝日・ 年末年始は除く）

※搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。

※一般廃棄物を自己搬入する際は、手数料条例に定める手数料を納付すること。

\*条例第 21 条第 2 項に規定する受入れの基準に適合するものを除く。

家庭系一般廃棄物を市の廃棄物処理施設に自己搬入する際は、以下の要領によること。

- a 条例第 21 条第 2 項に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。
- b 搬入車両及び運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- c 市が行う一般廃棄物の抜き取り検査に協力すること。
- d 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、本市の指示に従うこと。
- e a から d までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準じること。

エ 市が収集しない一般廃棄物の概要

(ア) 条例第 14 条第 1 項に基づくもの

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
特別管理一般廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 1 条第 1 号に掲げる「廃電子レンジ」については、製造者による PCB 部品の除去を受け、点検済票を貼り付けたうえ、排出すること。</li> </ul>
重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物	重量が 70 kg を超える物、長さが 2.5 m を超える物又は体積が 2.5 立方メートルを超える物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと(*)。</li> <li>・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。</li> </ul>
	単車、ピアノ、FRP 船、耐火金庫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。</li> <li>・単車については、二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店へ持ち込むこと。</li> </ul>
引火性又は爆発性を有する物	火薬類、ガスボンベ類、消火器、石油類、バッテリー類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FRP 船については、FRP 船リサイクルシステムに基づく登録販売店に相談のうえ処理を行うこと。</li> <li>・消火器については、消火器回収システムに基づく消火器取扱い窓口会社に引取りを依頼すること。</li> </ul>
有毒性のもの	農薬や園芸用薬品等の化学薬品類、ボタン電池等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボタン電池については、ボタン電池回収処理事業に基づく回収協力店に持ち込むこと。</li> </ul>
著しく悪臭を発する物	し尿、ペット等のふん尿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿については、3(2)イ(イ)及び(ウ)の規定によること。</li> <li>・ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等(専用砂は「燃えるごみ」に出すこと。)を除去して、便所に流すこと。</li> </ul>
市が行う処理に著しく支障がある物	在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、犬、猫等の死体、事業活動に伴って生じる魚類に係る難燃性の固形状不要物、廃ゴムタイヤ又は、一時多量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物については、医療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。</li> <li>・犬、猫等の死体については、2(6)イの規定によること。</li> <li>・事業活動に伴って生じる魚類に係る難燃性の固形状不要物については、後掲別紙 9 の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託し、再資源化施設で再生を図ること。</li> <li>・廃ゴムタイヤについては、当該物を取り扱う小売店に引き取りを求め、当該店が、適正に処理すること。</li> <li>・庭の大規模な剪定等に伴って生じる一時多量のごみは、自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して</li> </ul>

	のごみ等	処理を行うこと(*)。なお、引越しに伴って生じる一時多量のごみ(以下、「引越廃棄物」という。)に関しては、上記処理により難しい場合のみ、引越請負業者に対し、①引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、②引越廃棄物を所定の場所において市町村又は許可業者に引き渡すこと、の2点が書面で委任されていれば、引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで引越請負業者に運搬させることができる。
--	------	--

\*市の一般廃棄物処理施設へ自己搬入する際は、2(2)ウの規定によること。

(イ) 特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	家電リサイクル法施行令(平成20年政令第367号)第1条各号に規定する機械器具(エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機。以下「機械器具」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具は、自ら家電リサイクル法(平成10年法律第97号)第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所(以下「廃家電引き取り場所」という。)に搬入し、又は同法第9条に規定する小売業者に引き取りを求め、若しくは許可業者に委託して当該場所に搬入させること。</li> </ul>

(ウ) 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)第6条別表第6第1号上段に規定するパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。以下「パーソナルコンピュータ」という。)及び第2号上段に規定する密閉形蓄電池(以下「二次電池」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーソナルコンピュータは、次のとおり出すこと。(1)可能な限り、使用済み小型家電としてリサイクルボックスに出すこと。その際は、排出者自らデータ消去を行う等、個人情報の保護に努めること。(2)小型家電リサイクルボックスに入らない場合等、小型家電として排出しない場合は、①自らパーソナルコンピュータの製造等(製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。)の事業を行う者が製造等をしたパーソナルコンピュータは、当該製造等の事業を行う者の自主回収に出すこと。②法第9条の9第1項の認定を受けた者が処理を行うパーソナルコンピュータは、当該認定を受けた者が行う回収に出すこと。</li> <li>・二次電池は、小形充電式電池の回収・リサイクルシステムに基づくリサイクル協力店に持ち込むこと。</li> </ul>

(エ) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	自動車リサイクル法（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車	・自動車の所有者は、当該自動車の購入時、車検時または廃車時に再資源化預託金等（リサイクル料金）を資金管理人（販売店等を経由）に対して預託し、当該自動車を使用済自動車（廃車）となったときは、都道府県知事等の登録を受けた引取業者（取扱店等）に当該使用済自動車を引き渡すこと。

(3) 中間処理計画（廃棄物処理施設の種類とその処理方法）

ア 焼却施設（焼却する）

名称	所在地	型式	処理能力	処理主体	見込み量	残さ処分方法	備考
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	連続運転式焼却炉	300 t / 24 h × 3基	市（直営）	440,900t	埋立て ※一部セメント原料化	発電設備
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1		200 t / 24 h × 3基				
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番鬮74番地の1		200 t / 24 h × 3基				

イ 破碎施設（破碎若しくは、破碎及び選別する）

名称	所在地	型式	処理能力	処理主体	見込み量	残さ処理方法	備考
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	せん段式	10 t / 5 h × 2基	市（直営）	32,900t	焼却	金属回収設備
布施畑環境センター破碎選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2	回転式	150 t / 5 h × 2基				
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東2丁目2番2・3・4	—	1.0 t / 9 h	市（委託）	400 t	可燃物は焼却，不燃物は埋立て	カセットボンベ・スプレー缶穴あけ処理
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町1番2，7番1・2，9番1	—	1.2 t / 9 h				

ウ 中継施設

名称	所在地	形式	処理主体	対象となる収集区分
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	ピット方式	市 (直営)	「缶・びん・ペットボトル」, 「容器包装プラスチック」,「燃えないごみ」,「大型ごみ」
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	ピット方式		「缶・びん・ペットボトル」
荻藻島クリーンセンター	長田区荻藻島町3丁目12番28号	ピット方式		「燃えるごみ」
妙賀山クリーンセンター	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	ピット方式及びヤード方式		「缶・びん・ペットボトル」, 「容器包装プラスチック」,「燃えるごみ」,「燃えないごみ」
落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号	ピット方式		「燃えるごみ」
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2	ヤード方式		「容器包装プラスチック」

エ 資源化施設等その他の処理施設

(ア) 選別等施設 (選別など処理する)

名称	所在地	対象となる廃棄物	処理能力	処理主体	見込み量	成果品の処理方法	備考
資源リサイクルセンター	西区見津が丘1丁目9番	缶・びん・ペットボトル	45 t / 5 h × 2基	市 (委託)	22,400 t	再生業者に引き渡し	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)第2条第6項に基づく保管施設
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東2丁目2番2・3・4	容器包装プラスチック	50 t / 9 h	市 (委託)	10,100 t		
神港衛生株式会社	長田区荻藻島町2丁目1番72・75		65 t / 8 h				



(イ) 資源化施設（処理能力は最大能力を示す。）

名称	所在地	対象となる廃棄物	種類	処理能力	処理主体	成果品の処理方法	
株式会社 神戸ポータルサイクル	中央区港島9丁目13	木くずの破砕（「臨港地区及び港湾区域，並びにこれらで囲まれた区域」から発生するものに限る。ただし，同区域外で発生する廃棄物（神戸市内発生廃棄物に限る。）であっても，同区域内で事業活動を行う事業者が発生させた廃棄物と一体的に処理することで環境負荷の軽減が図られると市長が特に認める場合はこの限りでない。）	破砕	45.6 t /日	後掲別紙8の一般廃棄物処分業者	木くずチップとして売却	
マツダ株式会社	東灘区住吉浜町17番地の8	食品残さ	堆肥化	4.8 t /日		堆肥として売却	
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町19番1他	木くず，繊維くず	破砕	4.9 t /日		木くずチップとして売却	
		木くず，繊維くず，紙くず（シュレッダーくずに限る。）	減容固化	3.5 t /日		燃料として売却	
		木くず	破砕	49.5 t /日		木くずチップとして売却	
		木くず，繊維くず，紙くず	破砕	33.9 t /日			
		木くず，繊維くず，紙くず	減容固化	16.5 t /日		燃料として売却	
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東2丁目2番2・3・4	木くず	破砕	28 t /日		木くずチップとして売却	
株式会社 萩原林業	西区見津が丘6丁目1番2	木くず	破砕	46.4 t /日			
			切削	42.4 t /日			
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町2番1他	動物のふん尿	堆肥化	4.4 t /日	市（委託）	堆肥として売却	



## (ウ) 廃家電引き取り場所

名称	所在地	処理主体	営業日	受付時間
西濃運輸株式会社 神戸支店	東灘区向洋町東3丁目	民間事業者	月曜日～土曜日 (祝祭日・年末年始・盆は除く)	9:00～12:00 13:00～17:00

## (4) 最終処分計画 (廃棄物処理施設の種類とその処理方法)

## ア 最終処分場 (埋立て)

名称	所在地	形式	埋立地面積	全体容量 (令和元年度 末残余容量)	処理 主体	見込み量	備考
淡河環境 センター	北区淡河町 野瀬字南山	サンド イッチ 方式	355,000 m <sup>2</sup>	770 万 m <sup>3</sup> (567 万 m <sup>3</sup> )	市 (直営)	16,300 t	排水管 理施設 併設
布施畑環 境センタ ー	西区伊川谷町 布施畑字丸畑 1172 番地の 2		1,020,000 m <sup>2</sup>	2,350 万 m <sup>3</sup> (441 万 m <sup>3</sup> )			

## イ 大阪湾広域臨海環境整備センターに関する事項

名称	所在地	全体埋立容量	見込み量	備考
大阪湾広域 処分場	神戸市東灘区向洋町 地先 (神戸沖処分場)	1,500 万 m <sup>3</sup>	56,100 t	2 府 4 県 168 市町村 から受入れ

## (5) 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

## 市外で処理する廃棄物

廃棄物の種類	排出主体	収集・運搬	処理	処理を行なう地域	処理方法	対象量
実験に伴う動物の死体等	事業者	株式会社猪名川動物霊園（後掲別紙5）又は自己搬入	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町	焼却	135 t
		株式会社美濃ラボ（後掲別紙5）		岐阜県海津市		34 t
調理等に伴って発生する食品廃棄物等	生活協同組合コープこうべ	生活協同組合コープこうべ		兵庫県三木市	資源化	700 t
	スターバックスコーヒージャパン株式会社	明雪運輸株式会社	ハリマ産業エコテック株式会社	兵庫県姫路市		25 t
食料品販売等に伴って発生する食品廃棄物等	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	後掲別紙4の許可業者	西播商事株式会社	兵庫県姫路市	資源化	600 t
販売、調理等に伴って発生する食品廃棄物等	イオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社	株式会社北神	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	兵庫県三木市	資源化	200 t
	株式会社ダイエー					13 t
	イオンリテール株式会社	株式会社神東	株式会社イガ再資源化事業研究所	三重県伊賀市		15 t
	株式会社ライフコーポレーション	後掲別紙4の許可業者	株式会社イガ再資源化事業研究所	三重県伊賀市		260 t
ガラスびんのカレット等	神戸市	株式会社タカハシ		大阪府東大阪市	資源化	7,000 t
水銀使用廃製品等	神戸市	市（委託）	野村興産株式会社	大阪府大阪市	選別 破碎	83 t
				北海道北見市	焙焼	

(6) 犬，猫等の死体

ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集の方法	処理先	見込み
犬，猫等の死体	神戸市 全域	市（委託）	戸別方式又は市の指定場所に搬入する	動物管理センター	11,000 件

イ 排出方法等

(ア) 犬，猫等の死体は，丈夫な紙に包み，ダンボール等の箱に入れてひもでくくり，その箱には，当該死体以外の物を混入しないこと。

(イ) 犬，猫等の死体は，クリーンステーションに出さないこと。

(ウ) 犬，猫等の死体の引き取りを市に依頼するときは，下記ウの搬入指定場所に依頼すること。

(エ) 犬，猫等の死体の引き取りを市に依頼する際は，手数料条例に定める手数料を納付すること。

ウ 犬，猫等の死体の搬入指定場所

指定場所	所在地
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号
灘事業所	灘区琵琶町2丁目1番2号
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1
長田事業所	長田区真野町9番24号
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号
垂水事業所	垂水区本多聞6丁目8番10号
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地
藤定運輸株式会社 ※1, 2	兵庫区遠矢浜町5番8号

※1 土・日に限る。

※2 現地引き取り及び土・日に持ち込まれる場合の手数料の収納事務を委託する。

### 3 生活排水処理実施計画

#### (1) 生活排水処理に係る計画

事業の種類	令和3年度事業計画
公共下水道事業	処理場建設事業 汚水幹枝線布設事業 施設改良事業
農業集落排水事業	機能強化事業（勝雄・神出西・広谷）
浄化槽整備事業	設置補助 38 件

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る計画

##### ア 水質汚濁対策

施策名	事業主体	対象者
浄化槽整備事業	神戸市	市民
公衆便所	神戸市	市民
市民トイレ	神戸市, 事業者	市民

##### イ 収集運搬計画

##### (ア) 収集運搬の概要

種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
家庭系し尿	神戸市 全域	市（委託）	概ね月1回	戸別 方式	高松作業所	1,700 kℓ
事業系し尿		後掲別紙6の許可業者	必要な都度			1,000 kℓ
浄化槽汚泥		後掲別紙7の許可業者	年1回			18,700 kℓ

※ 処理槽付きディスポーザー汚泥処理システムから発生する汚泥については、浄化槽汚泥に準じて処理することとする。

##### (イ) 市民の排出方法等

- a 便所は、くみ取り口等から雨水が流入し、若しくはし尿が外部に流出し、又は使用する際に多量の水を使用することのない構造にすること。
- b 便所は、異物の混入又は流入がないように適正に管理し、し尿以外の物を投入しないこと。また、くみ取り口周辺は十分な広さを確保すること。
- c 浄化槽の機能に悪影響を及ぼす物を流入させないこと。
- d し尿及び浄化槽汚泥の処理は（ア）「収集運搬の概要」の「収集・運搬主体」に依頼すること。

##### (ウ) 事業者の排出方法等

- a 事業系し尿（事業活動に伴って排出されるし尿）及び浄化槽汚泥以外の物を市の廃棄物受入施設に搬入しないこと。

- b 搬入車両及び運搬容器は、し尿が流出し若しくは悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- c 市が行う搬入物の抜き取り検査等に協力すること。
- d 市の廃棄物受入施設内では、本市の指示に従うこと。

ウ 中継施設の概要

名称	所在地	容量	対象となる廃棄物
妙賀山	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	90kℓ	し尿
道場※1	北区道場町塩田字松林1456	30kℓ	
淡河	北区淡河町野瀬字南山	90kℓ	
平野	西区平野町黒田字西山752-19	90kℓ	
布施畑	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2	50kℓ	

※1 道場中継所は令和3年度中に廃止

エ し尿及び浄化槽汚泥受入施設

名称	所在地	型式	処理能力	処理主体	見込み量	処分方法
高松作業所	兵庫区高松町1番55号	固液分離方式	70kℓ/h	神戸市	21,400kℓ	下水道投入

1 家庭系一般廃棄物の指定袋

(1) 燃えるごみ用

紙のリサイクルで、ストップ食品ロスで、  
家庭ごみを減らそう!

**-10%が目標だ!**

台所ごみ、皮革・繊維類、プラスチック(ラミネート加工品)など  
●リサイクルできる紙は、地域の資源集団回収へ。  
●食品ロス(食べ残し、手つかず食品)をなくしましょう。

**燃えるごみ** 収集当日の午前5時から午前8時の間に、  
必ず決められた場所へ出してください。

<b>Burnable Garbage</b>	Put out your garbage and recyclables in their designated locations between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Rác đốt được</b>	Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Chỉ hủy bỏ rác đúng nơi quy định.
<b>타는 쓰레기</b>	당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주십시오.	<b>LIXO QUEIMÁVEL</b>	Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>可燃性垃圾</b>	収集収集日朝早5時から8時迄の間、指定場所へ持ち出すこと。	<b>BASURA COMBUSTIBLE</b>	Tire la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 家庭用45L Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

(2) 燃えないごみ用

燃えないごみ 食器類、ガラス・陶磁類  
カセットボンベ・スプレー缶は  
入れないでね!

●カセットボンベ・スプレー缶は  
指定袋以外の中身の見える袋で  
出してください。  
●穴あけは不要です。

**燃えないごみ** 収集当日の午前5時から  
午前8時の間に、必ず決められた  
場所へ出してください。

<b>Non-burnable Garbage</b>	Put out your garbage and recyclables in their designated locations between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Rác không đốt được</b>	Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Chỉ hủy bỏ rác đúng nơi quy định.
<b>타지 않는 쓰레기</b>	당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주십시오.	<b>LIXO NÃO QUEIMÁVEL</b>	Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>非可燃性垃圾</b>	収集収集日朝早5時から8時迄の間、指定場所へ持ち出すこと。	<b>BASURA NO COMBUSTIBLE</b>	Tire la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 家庭用45L Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

(3) 缶・びん・ペットボトル用

飲み物・食べ物  
空き缶、空きびん、  
ペットボトル専用だよ。

●「カセットボンベ・スプレー缶」は絶対に入れないでください。  
●ペットボトルのキャップ、ラベルは容器包装プラスチックへ。

**缶・びん・ペットボトル** 収集当日の午前5時から  
午前8時の間に、必ず決められた  
場所へ出してください。

<b>Cans, Glass Bottles, PET Bottles</b>	Put out your garbage and recyclables in their designated locations between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Lon - Chai - Bình nhựa trong</b>	Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Chỉ hủy bỏ rác đúng nơi quy định.
<b>캔, 병, 페트병</b>	당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주십시오.	<b>LATAS/GARRAFAS DE VIDRO/GARRAFAS DE PLÁSTICO</b>	Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>罐子・瓶子・塑料瓶</b>	収集収集日朝早5時から8時迄の間、指定場所へ持ち出すこと。	<b>LATAS/BOTELLAS DE VIDRO/BOTELLAS DE PLÁSTICO</b>	Tire la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 家庭用45L Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

(4) 容器包装プラスチック用

このマークが目印ね!

●中身を使い切り、汚れを取り除いてください。

**容器包装プラスチック** 収集当日の午前5時から  
午前8時の間に、必ず決められた  
場所へ出してください。

<b>Plastic Containers and Packaging</b>	Put out your garbage and recyclables in their designated locations between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Khay nhựa, túi nilong</b>	Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Chỉ hủy bỏ rác đúng nơi quy định.
<b>플라스틱 포장용기</b>	당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주십시오.	<b>VASILHAMES E EMBALAGENS PLÁSTICAS</b>	Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>容器包装塑料</b>	収集収集日朝早5時から8時迄の間、指定場所へ持ち出すこと。	<b>ENVASES Y ENVOLTORIOS DE PLÁSTICO</b>	Tire la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 家庭用45L Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

(5) 指定袋の容量は、分別区分ごとに 450・300・150の3サイズとする。

(6) 指定袋の形状は、平袋(取っ手なし)又はU形袋(取っ手付き)とする。



2 大型ごみ処理手数料納付券（シール券）

(1) 300円券



(2) 600円券



(3) シール券の大きさは、縦 99 mm、横 170 mm とする。



### 3 事業系一般廃棄物の指定袋

#### (1) 可燃ごみ用

排出に当たってのお願い  
 \*家庭用リフスフックには出すことができません。(不法投棄として処罰されます。)  
 \*許可業者に収集運搬を委託するか、自分で処理施設に搬入してください。  
 \*ゴミ袋を切ってから入れ、口をしっかりとは込んでください。

事業系 可燃ごみ 有料指定袋  
**可燃ごみ専用**

가연물 쓰레기 可燃垃圾 Burnable Wastes 事業系 45L  
 Rác dễ cháy Basura Combustible Lixos Queimáveis

可燃物で一边が50cm以下のもの  
 가연물로 1면이 약 50cm 이하인 것. 边长小于50cm的可燃物。  
 Use a burnable waste bag. The size of waste must be less than 50 cm.  
 Objetos combustibles cuyos lados sean menores de 50 cm.

取扱上の注意  
 △警告  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。

#### (2) 粗大（不燃）ごみ用

排出に当たってのお願い  
 \*家庭用リフスフックには出すことができません。(不法投棄として処罰されます。)  
 \*許可業者に収集運搬を委託するか、自分で処理施設に搬入してください。  
 \*とがったものは、袋に詰めてから袋に入れてください。  
 \*口をしっかりとは込んでください。

事業系 粗大(不燃)ごみ 有料指定袋  
**粗大(不燃)ごみ専用**

저장용투에 들어가는 대형(불연성)쓰레기 可燃进専用袋の大型(不燃)垃圾 Bulky(non-burnable) Waste that can fit in designated bags 事业系 45L  
 Cho vào túi định Rác thải (không cháy) Batura voluminosa (no combustible) Lixos de grande porte não-queimáveis

「不燃物と可燃物からできていても」「金属などの不燃物」「可燃物のうち一边が50cmを超えるもの」(口を結んで、はみ出さないこと)

取扱上の注意  
 △警告  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。

#### (3) 資源ごみ用

排出に当たってのお願い  
 \*家庭用リフスフックには出すことができません。(不法投棄として処罰されます。)  
 \*許可業者に収集運搬を委託するか、自分で処理施設に搬入してください。  
 \*口をしっかりとは込んでください。

事業系 資源ごみ 有料指定袋  
**資源ごみ専用**

자원 쓰레기 可回收垃圾 Recyclable Wastes 事业系 45L  
 Rác thải có thể tái chế Residuos Reciclables Lixos recicláveis

飲料・食品の入っていた空き缶、空きびん、ペットボトル  
 캔, 병, 페트병(음료나 식품이 들어 있던 것) 空罐、空瓶、塑料瓶(用子装入食品)  
 Cans, bottles, PET bottles (containers for drinks, food and seasoning) Vá lon, vỏ chai, chai nhựa (chứa đồ hộp, chai, lọ đựng thực phẩm, đồ uống)  
 Latas, botellas de vidrio y botellas de plástico (que no contengan bebidas ni alimentos) recipientes para bebidas, comidas e temperos

取扱上の注意  
 △警告  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。  
 \*可燃物と燃やさない物との分別による燃やさない物の危険があります。

#### (4) カセットボンベ・スプレー缶用

事業系 45L  
 神戸市 事業系ごみ 有料指定袋  
**カセットボンベ・スプレー缶専用**

事業系 45L

BE KOBE

(4) 指定袋の容量は、可燃ごみ用は 30L・45L・70L・90L の 4 サイズ、カセットボンベ・スプレー缶用は、30L・45L の 2 サイズ、その他の区分は 30L・45L・70L の 3 サイズとする。

4 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽に係る汚泥は除く）収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
石原アメテック株式会社	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号ミント神戸ビル13階
株式会社イノウエ	神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
株式会社川崎環境開発興業	神戸市中央区脇浜町3丁目2番21号
株式会社河田商会	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地
有限会社神戸清掃舎	神戸市灘区味泥町7番32号
株式会社山陽	神戸市西区平野町堅田338番地
高取商事株式会社	神戸市長田区苅藻通6丁目3番2号
株式会社白石組	神戸市長田区片山町1丁目15番20号
神港衛生株式会社	神戸市長田区苅藻島町2丁目2番11号
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町17番地の6
株式会社マスオカ	神戸市長田区六番町2丁目1番地の27
有限会社大清	神戸市長田区苅藻島町1丁目1番43号
有限会社内外クリーナ	神戸市兵庫区下沢通7丁目2番26号
有限会社ナガタ商会	神戸市須磨区多井畑字池ノ奥口7番地の8
有限会社美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1丁目6番地の10
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
株式会社北神	神戸市灘区浜田町1丁目1番22号
有限会社舞子運送	神戸市西区伊川谷町潤和1015番地の1
株式会社松本興業社	神戸市長田区五番町5丁目1番地27-104号
株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1丁目4番3号
一般社団法人神戸清港会 ※	神戸市中央区港島3丁目5番地

※ 処理区域は、臨港地区及び臨港予定地区における一般社団法人神戸清港会の会員の事業場に限る。

5 実験に伴う動物の死体に係る収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1

## 6 事業系し尿に係る収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市兵庫区塚本通 5 丁目 4 番 13 号中津ビル 201 号室
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町 2 丁目 2 番 8 号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通 4 丁目 2 番 6 号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通 1 丁目 1 番 16 号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 4 号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10 番 14 号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通 7 丁目 1 番 35 号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通 8 丁目 1 番 1 号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924

## 7 浄化槽汚泥に係る収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市兵庫区塚本通 5 丁目 4 番 13 号中津ビル 201 号室
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町 2 丁目 2 番 8 号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通 4 丁目 2 番 6 号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通 1 丁目 1 番 16 号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 4 号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10 番 14 号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通 7 丁目 1 番 35 号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通 8 丁目 1 番 1 号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924
阪神連合清掃株式会社	神戸市西区神出町古神 473 番地の 3

8 一般廃棄物処分業者

業 者 名	施設所在地	事 業 の 範 囲
株式会社神戸ポ ートリサイクル	神戸市中央区港島9丁目 13 番地	木くずの破碎（「臨港地区及び港湾区域、 並びにこれらで囲まれた区域」から発生 するものに限る。ただし、同区域外で発 生する廃棄物（神戸市内発生廃棄物に限 る。）であっても、同区域内で事業活動 を行う事業者が発生させた廃棄物と一 体的に処理することで環境負荷の軽減が 図られると市長が特に認める場合はこの 限りでない。）
マツダ株式会社	神戸市東灘区住吉浜町 17 番 地の8	食品残渣の堆肥化
藤定運輸株式会 社	神戸市兵庫区遠矢浜町 19 番 1 他	木くず，繊維くず，紙くずの破碎 木くず，繊維くず，紙くずの減容固化
大栄環境株式会 社	神戸市東灘区向洋町東2丁目 2番2・3・4	木くずの破碎
株式会社萩原林 業	神戸市西区見津が丘6丁目1 番2号	木くずの破碎・切削

9 魚類に係る固形状不要物に関する再生輸送業指定業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社泰成総業	神戸市北区杉尾台2丁目 15 番地の8
有限会社高井商店	神戸市西区岩岡町岩岡 616 番地の107
有限会社富田海産	神戸市東灘区深江浜町1番地の1 神戸市東部中央卸売市場内